

会 議 録 (概 要)

会 議 の 名 称	岩出市都市計画マスタープラン策定委員会（第4回）		
開 催 日 時	令和5年2月20日（月）	開会	午前11時00分
		閉会	午前11時30分
開 催 場 所	岩出市役所 特別会議室		
議 事 進 行	仁藤委員（委員長）		
出 席 者	仁藤委員、岸谷委員、川端委員、松見委員、長岡委員、長谷委員、 家原委員、小村委員、地濃委員、福井委員、藤本委員、 黒井委員		
欠 席 者	臂曲委員、北田委員、松下委員、宮本委員		
会 議 事 項	1) パブリックコメントの実施結果について 2) 主な修正箇所について 3) 今後のスケジュールについて		

○議題説明（議題 1、2）

事務局

事務局より議題 1 「パブリックコメントの実施結果」、議題 2 「主な修正箇所」について説明

議題 2 「パブリックコメントの実施結果」について

意見募集は、募集期間は令和 4 年 1 2 月 9 日から令和 5 年 1 月 1 5 日。公表場所は、市ウェブサイト、岩出市役所都市計画課、岩出市総合保健福祉センター、各地区公民館、岩出図書館として実施した。

その結果、8 件の意見が提出されたので、「その内容」、「市の考え方」、「マスタープランの修正の有無」について説明する。

なお、本内容については、すでにウェブサイトで公表済である。

1 点目は、道路名称についての意見で、内容としては、「県道などでは〇号線などといった番号で表記しないのか、また農免道路と記載する必要はあるのか。」というものであった。

市の考え方は、「道路名称は道路法に基づく路線名称で統一していること、農免道路は一般的に通称として使用されているため括弧書きで併記したこと」とし、この件に関するマスタープランの修正は行っていない。

2 点目は、高齢者用スポーツ施設についての意見で、「整備する施設に水分補給のための水道施設や下水道設備を行わないのか、また、洪水などにより施設が流出する可能性はないのか。」というものであった。

市の考え方は、「都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な方針を定めるもので、個別具体の計画を定めるものではないこと。本質問の内容は、事業個別の整備計画の中で検討すべき事項なので、事業担当課に申し伝える。」とし、この件に関するマスタープランの修正は行っていない。

3 点目は、市道金屋荊本線についての意見で、「事業中の市道金屋荊本線について、計画の法線は蛇行しているが、マスタープランの図では直線になっている」というものであった。

【意見の具体的な場所について、参考資料で説明】

市の考え方は、「マスタープランの図は概ねの位置を示した物ではあるが、可能な範囲で実際の事業箇所を標記する。」とし、直線で示していた計画法線を実際の事業箇所の標記に改めた。

なお、同様の修正を、本編 3 0 頁, 4 6 頁, 5 6 頁, 6 0 頁, 6 4 頁の図でも行っている。

4 点目は、優良農地の保全地区についての意見で、「第 1 種農地のある岡田・中島は優良農地を保全するとしているが、曾屋の第 1 種農地のエリアはその記載がない。これは、市が曾屋の第 1 種農地を解除する予定のためか。」というものであった。

市の考え方は、「マスタープランにおける優良農地は第1種農地を示しているものではないこと。また、第1種農地は、マスタープランにおける優良農地の保全方針をもって、市が指定したり解除したりするものではないこと。」とし、この件に関するマスタープランの修正は行っていない。

5点目は、前回と今回の記載内容の違いについての意見で、「前回の計画で図面上に示されていた、市道金屋荊本線と交差する国道24号から農免道路までの南北道路の計画が今回は記載されていないがなぜか。」というものであった。

**【意見の具体的な場所について、参考資料で説明】**

市の考え方は、「当該道路については、前回のマスタープランでは未確定の道路としての記載であり、整備スケジュールにおいても示されておらず、現在においても具体的計画がないことから、今回のマスタープランには記載していないこと。なお、整備する方針となれば、改定の際にあらためて記載すること。」とし、この件に関するマスタープランの修正は行っていない。

6点目は、本編64頁図についての意見で、「図の中央部にある斜めの緑色の破線矢印が、何を意味するのかわからない。」というものであった。

**【意見の具体的な場所について、参考資料で説明】**

この件については、記載誤りのため64頁の図から削除した。

7点目は、雨水計画についての意見で、「公共下水道による雨水対策は行わないのか。」というものであった。

市の考え方は、「本市の公共下水道は、汚水のみを処理する分流式で、下水道による雨水処理は行っていないこと。また、マスタープランでの雨水整備については、都市防災及び河川整備において、「国営総合農地防災事業や河川改修などの国・県事業と連携し、浸水被害の軽減に取り組むこと」を記載している。」とし、この件に関するマスタープランの修正は行っていない。

8点目は、パブリックコメントについての意見で、「なぜ、意見募集を広報誌に掲載しなかったのか。」というものであった。

市の考え方は、「広報の掲載には2ヵ月程度前に原稿が必要であるため、本件に関わらずプラン等の計画策定については、委員会等での議論を直前まで行うため、広報への掲載は行わず、ウェブサイト及び各地区公民館等の施設での周知としていること。」とし、この件に関するマスタープランの修正は行っていない。

**議題2 「主な修正箇所について」**

前回の第3回策定委員会やパブリックコメントの意見に基づく修正について説明する。なお、表現の修正や誤字・脱字、図や体裁の調整などの軽微な修正の説明は省く。

1点目は、本編13頁の図について、文章とグラフの年度のずれの修正。

2点目は、本編60頁の中部地域土地利用の方針中、「県道泉佐野岩出線において、広域的需要を受け止め、商業施設等の立地に努める。」について、同じく南北の幹線道路である、「市道野上野清水線」、「市道安上中島線」、「市道相谷中島線」を追加。

3点目から6点目は、第3回策定委員会での意見に基づく修正。

3点目は、「地域別構想において、各地域別にテーマを決めた方が、市民にまちづくりの方向性がわかり易いのではないか。」との意見に対応し各地域にテーマを設定した。

南部地域では、地域の現況特性を踏まえ、「豊富な都市資源を活かして、個性的で魅力ある都市形成を進める地域」としていることから、まちづくりのテーマを「紀の川に彩られ、人が集まる、個性的で魅力ある都市空間」とした。

中部地域では、地域の現況特性を踏まえ、「住環境と農業環境が調和した暮らしやすい田園都市空間の形成と交流軸を中心とした商業の活性化を目指す地域」としていることから、まちづくりのテーマを「生活と田園環境が調和し、商業潤う便利で快適な住空間」とした。

北部地域では、地域の現況特性を踏まえ、「文化・歴史・観光等、貴重な資源と広域交通の結節点としての立地を活用し、交流の拠点として、にぎわいと活力あふれる地域」としていることから、まちづくりのテーマを「歴史文化と広域ネットワーク機能が調和する交流空間」とした。

4点目は、「地域別構想に記載している事業で全体構想と繋がっていないものがある。」との指摘に対応し、各記載事業の繋がりを再確認のうえ、3点の事業について、全体構想に追記した。

北部地域の都市防災の方針に記載されている「土砂災害の軽減対策」については、全体構想の都市防災の方針33項に「土砂災害から生命、身体及び財産を守るため、山間地での土砂災害対策を県と協力して取り組みます。」と追記した。

中部地域の都市防災の方針に記載されている「無電柱化事業」については、全体構想の都市防災の方針34項に「災害時の緊急車両等の通行を確保するため、幹線道路沿線電柱の地中化に取り組むことにより無電柱化を推進します。」と追記した。

南部地域の都市施設整備の方針に記載されている「県道和歌山打田線の歩道設置事業」については、全体構想の市街地整備の方針35項で県道小豆島岩出線及び市道宮岩出駅線の後に県道和歌山打田線を追記した。

5点目、6点目は、「道路名の標記について、道路法と都市計画法の標記が混在しているので、統一すべき。」という意見に対応し、都市計画法上の「都市計画道路岩出駅畑毛線」と表記していた路線について、

	<p>「県道小豆島岩出線及び市道宮岩出駅線」と道路法上の名称にしたうえで、括弧書きで都市計画道路岩出駅畑毛線と記載した。</p> <p>本道路は、県道と市道を一体に都市計画決定しており、今後も一体的に事業を進めて行く必要があることからこの様な表記としている。</p> <p>なお、50頁については、県道部分のみの事業の記載であるため、「県道小豆島岩出線」とした。</p> <p>7点目、8点目については、パブリックコメントの結果報告の際に説明しましたので割愛する。</p>
○意見等	
各委員	【意見等なし】
○承認	
委員長 (議長)	議題1及び議題2について承認してよいか。
各委員	【「異議なし」により議題1及び議題2承認】
委員長 (議長)	都市計画マスタープランの策定に係る審議、検討事項はすべて完了したが、この内容で「岩出市都市計画マスタープラン」を確定してよいか。
各委員	【「異議なし」により承認】
○議題説明(議題3)	
事務局	事務局より議題3「今後のスケジュール」について説明
	<p>議題3「今後のスケジュールについて」</p> <p>本委員会の終了後、都市計画審議会で確定したマスタープランの報告を行い、会議等の事務は終了する。</p> <p>その後、印刷製本を行い、3月中に完了する予定となっている。</p>
○閉会	
委員長 (議長)	<p>すべての議題が完了したため、岩出市都市計画マスタープラン策定委員会を閉会する。</p> <p>なお、「岩出市都市計画マスタープラン」の内容が確定したため、本委員会は今回で終了となる。</p>